

福井県動物愛護管理推進計画

概要版

平成20年度～平成29年度

人と動物が共生する社会において

- (1)「動物の適切な管理を行う社会モラル」の構築
- (2)「命あるもの」として動物を保護し尊重する動物愛護思想の浸透
- (3)県民の健康な生活環境の向上

を推進するために「福井県動物愛護管理推進計画」を策定しました。

行政

飼い主、
地域、行政
が相互理解と協
力の下、動物愛
護管理を推進
します。

動物の
飼い主

自治会や
民間団体などの
地域

計画の基本方針

「適正な管理」「愛護思想の浸透」「地域における運動」「動物の癒しの力」の4つをキーワードに

1. 動物の適正な飼養の推進
2. 動物愛護の推進
3. 地域の動物愛護モラルの向上
4. 動物の癒しの力の活用

の基本方針を定め、さまざまな取り組みを行っていくこととしています。

平成20年3月

福井県

① 動物の適正な飼養の推進

動物の飼い主は、社会的責任を十分に自覚して、周囲の人に迷惑にならないような飼養や繁殖の制限、迷子札やマイクロチップによる所有明示に努めなければなりません。

適正な飼養を推進する優良な飼い主を育成し、動物の不適正な飼養に起因する苦情件数の減少を目指します。

提 案する施策

(1) 優良飼い主の育成

初めて動物を飼う人を対象として、適正な飼養方法やしつけ、マナーなどについての講習会を実施します。

また、動物取扱業者に対して、顧客への適正な飼養の啓発を行うよう指導します。



(2) 動物取扱業への監視指導

県内の動物取扱業者に対して、年1回以上立入りを行い、施設や販売時の説明等の遵守事項の確認を行い、必要に応じて指導を行います。

(3) 実験動物および産業動物の適正な取扱い

実験動物や産業動物の適正な取扱いについて周知します。

② 動物愛護の推進

県と市町や獣医師会などの連携した活動により動物愛護を推進していきます。

動物を生涯飼養する「終生飼養」を推進し、飼養放棄による引取り数の減少をめざします。

また、飼養できなくなった動物の新しい飼い主を探すための体制づくりを強化します。

さらに、学校での動物の飼育を支援し、幼年世代から子どもたちの愛護意識を養っていきます。

提 案する施策

(1) 譲渡体制の整備

譲渡動物の健康保持や譲渡希望者の資質の向上などにより、譲渡率の向上をめざします。

また、動物病院や個人においての譲渡に関する情報を一元化し、新しい飼い主を見つける機会を増やします。

(3) ねこの適正飼養の促進

ねこの屋内飼養および繁殖制限措置が近隣への迷惑防止だけでなく、ねこのけがや病気の予防などの面でも有益性があることを、講習会やポスターなどで啓発し、ねこの引取り数の減少に努めます。

(5) 動物とのふれあいによる

「やさしさ」あふれる福井っ子の育成

獣医師による巡回活動や出前講習会の実施など、学校での動物の飼育を支援し、動物にふれあうことにより他者をいたわる心を醸成し、「やさしさ」あふれる福井っ子を育成します。

(2) 動物愛護推進体制の整備

市町に動物愛護担当窓口を設置し、県とともに動物愛護を推進する体制を整備します。

「どうぶつあいごダイヤル」に寄せられた情報を元に関係機関が連携して虐待事例に迅速に対応します。

また、飼い主の自己診断を取り入れ、適正な飼養と終生飼養の啓発を図ります。

(4) 動物愛護の普及啓発

地域住民と密接な関係にある市町および動物病院との連携した普及啓発活動を行い、動物愛護思想の定着をめざします。動物愛護相談窓口の設置や行政担当者への研修会の実施、動物愛護広報の強化を行います。



③ 地域の動物愛護管理モラルの向上

地域における動物に起因する問題に対し、動物の愛護および管理の両面から事案の解決を図る動物愛護についてのルールづくり等を支援します。また、ルールづくり等に取り組む地区を「動物愛護管理モラルアップ地区」とし、その活動の輪を広げます。

そして、県民全体で動物愛護を推進する県民運動の基盤づくりのための気運を高めます。

提 案する施策

(1) 地域の動物愛護管理ルールづくりの支援

市町と連携し、地域の町内会や自治会に対して、飼い主のマナー向上や生活環境の保全活動など地域の実情にあった動物に起因する問題に対するルールづくりへの支援を行います。

また、ルールづくりに取り組む「動物愛護管理モラルアップ地区」に対して、地域の獣医師や市町と協働しながら「動物愛護管理モラルアップ地区」の活動がより良く展開できる体制を整備します。



(2) 動物愛護県民運動の基盤づくり

地域において、「環境保全の取組み」や「飼い主講習の実施」などの活動を自主的に行う動物関連事業所を募集し、地域の動物愛護推進の核となる「愛護推進宣言」事業所の活動を促進します。

(3) 危機管理体制の整備

災害救急時に飼い主が安心して避難、復旧活動に従事できるよう、獣医師会と連携して、動物を一時的に保管・管理する市町の動物の救護体制の整備を支援するとともに、通常時からの情報交換や連絡体制を整備します。

④ 動物の癒しの力の活用

少子高齢化が進む現代において、「生きがい」や「癒し」の対象として動物を飼養している高齢者などをサポートし、安心して動物を飼養できる体制を整備します。

また、動物を介した地域のコミュニケーション活動への支援を行います。

提 案する施策

(1) 高齢者への動物飼養サポート

地域で、お年寄りの動物飼養状態を把握して、犬の散歩の補助ボランティアなど動物の飼養に関する支援を行い、動物を飼育する一人暮らしの高齢者の日常生活を地域で見守る活動を普及します。

(2) 動物を介したコミュニケーション活動への支援

ボランティア同士の情報交換などの活動や、下校時の児童が気軽に立ち寄って見学できる体験学習など、動物の癒しの力を活かした多角的な機能を持つコミュニケーションの活動に対する支援を行ないます。

・ 計画の数値目標

この計画を推進することで達成をめざす数値目標を次のとおりです。

項目	29年度の達成目標数値
◇動物の不適正な飼養に起因する苦情件数の減少	450件以下（平成19年度：629件）
◇譲渡体制の強化により譲渡率の向上	25%以上（平成19年度：18.6%）
◇動物の引取の減少および譲渡率の向上による、動物の殺処分数減少	1,000頭以下（平成19年度：1,476頭）
◇動物愛護管理に関するボランティアの育成	300人
◇優良飼い主を育成	優良飼い主養成および譲渡前講習受講者延べ10,000人
◇「動物愛護管理モラルアップ地区」の推進	「動物愛護管理モラルアップ地区」500地区

✿ 計画を推進するための役割分担

動物の飼い主、管理者：動物の飼い主または管理者は、動物が「命あるもの」であることを十分に認識した適正な飼育管理に努め、必要な措置を適切に実施し、動物に起因する危害や迷惑問題の防止および動物の安全と健康を確保します。

県民：動物の愛護や適正飼養の推進に関し知識と理解を深めるよう努め、地域における動物愛護管理の担い手として、飼い主のマナー向上や生活環境の保全に取り組み、「動物愛護管理モラルアップ地区」をめざします。

行政：県および市町は、地域における動物の飼い主や住民に対する普及啓発の広報を積極的に行うとともに、窓口を設置し、連携して自治会等の地域における活動を支援します。
県は、市町、関係機関・団体、ボランティアと緊密に連携し動物愛護管理推進体制を構築するとともに、計画の実施および進行管理を行います。

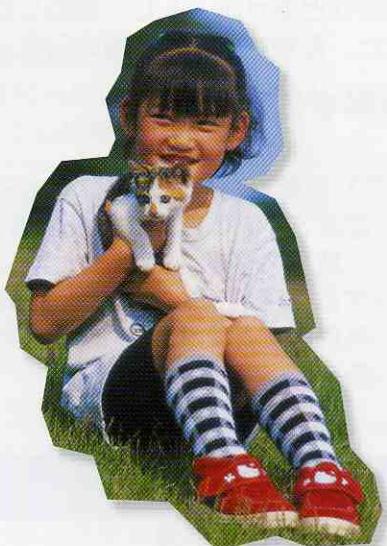


獣医師会および各種団体：獣医師会や各種団体は、飼い主への適正飼養やしつけについての助言や、子どもたちへの「動物は命あるもの」であることなどを普及する活動を通して、飼い主と一般県民との橋渡しの役割を担います。動物取扱業者は、その業務を通じて動物の飼育希望者または飼育者に対する正しい知識の提供と普及啓発に努め、この計画の推進に協力します。
動物病院のほか、ペットフード取扱店などの動物関連事業者は地域における動物愛護活動に積極的に参画します。

✿ 計画の期間

この計画は平成20年度から29年度の10年間を計画期間としています。

人と動物のかかわり方や社会情勢の変化に柔軟に対応するため、5年後の平成24年度を目途に見直しを行ないます。



✿ 計画の進行管理

計画の実効性を高め、進行状況を管理する機関および地域における動物愛護管理の支援組織として各種団体の代表および学識経験者、専門家および行政機関の代表で構成する「計画推進委員会（協議会）」を設置することとします。

また、推進委員会では、計画策定時に検討が不十分だった課題について引き続き検討していくこととします。



お問い合わせは・・・

福井県健康福祉部 食品安全・衛生課食品安全グループ
TEL : 0776-20-0354 FAX : 0776-20-0643